**千葉市一般競争入札実施要綱**

（趣旨）

第１条　この要綱は、本市が発注する建設工事並びに建設工事に係る測量、建設コンサルタント及び地質調査業務委託（以下「建設工事等」という。）に係る一般競争入札の実施に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（入札方式）

第２条　一般競争入札は、別に定める建設工事等において、次に掲げる方式により実施するものとする。

（１）政府調達協定一般競争入札

（２）制限付一般競争入札

（入札参加資格）

第３条　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「令」という。）第１６７条の４の規定に該当する者のほか、次に掲げるものは入札に参加できないものとする。

（１）手形交換所による取引停止処分を受けてから２年間を経過しない者

（２）開札日前６か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

（３）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所による更生手続開始決定がなされていないもの

（４）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所による再生計画認可決定がなされていないもの

（５）千葉市建設工事入札参加資格者名簿及び千葉市測量・コンサルタント入札参加資格者名簿に登載されていない者

（６）千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和６０年８月１日施行）に基づく指名停止措置等を、入札参加資格確認申請期限の日から開札日までの間に受けている者

（７）前各号のほか、必要と認めて定める者

２　前項に定めるもののほか、入札参加者は、建設工事等の種類又は性質により、次に掲げる入札参加資格を設けたときは、必要とされる当該資格を有する者でなければならない。

（１）格付等級

（２）経営事項審査結果通知書における一定値以上の総合評定値

（３）同種の施工又は履行実績

（４）技術者の配置

（５）前各号のほか、必要と認めて定める要件

（入札参加資格等の審査）

第４条　建設工事等を一般競争入札により実施する場合は、令第１６７条の６の規定による公告（以下「公告」という。）を行う前に、別に定めるところにより、次に掲げる事項を審査するものとする。

（１）入札参加資格の設定に関すること。

（２）特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）への発注の適否並びに共同企業体の構成員数及び入札参加資格の設定に関すること。

（公告）

第５条　公告は、千葉市契約規則（昭和４０年規則第３号）第５条に規定する事項のほか、必要な事項について行うものとする。

（入札参加資格確認申請）

第６条　入札への参加を申込もうとする者（以下「申請者」という。）は、公告に定める期限までに入札参加資格確認申請を行わなければならない。

（設計図書の配布等）

第７条　設計図書は、原則として公告と同時に配布するものとする。ただし、政府調達協定一般競争入札にあっては、配布のほか、原則として閲覧に供するものとする。

（落札者の決定）

第８条　落札者の決定にあたっては、別に定めるところにより、申請者の入札参加資格の有無の確認及び入札参加資格がないと認める場合の理由の審査を行うものとする。

（共同企業体）

第９条　建設工事を共同企業体に発注する場合は、千葉市特定建設工事共同企業体取扱要綱（昭和６３年４月１日施行）に基づき実施するものとし、第３条第２項の入札参加資格は、共同企業体及び構成員のそれぞれについて設けるものとする。

２　入札参加資格確認申請は、結成された共同企業体が行うものとし、単独企業からの申請は認めない。

（秘密の保持）

第１０条　入札参加資格確認申請に係る書類等は、申請者に返還せず、及び公表しないものとする。

（落札者の公示）

第１１条　千葉市契約規則の特例を定める規則（平成７年千葉市規則第７１号）第９条の規定による公示は、落札者が決定した日の翌日から起算して７２日以内に行うものとする。

（電子入札に関する事項）

第１２条　前各条に定めるもののほか、一般競争入札を電子入札により執行する場合の必要な事項は、千葉市電子入札運用基準（平成１８年９月１１日制定）等別に定めるものとする。

（補　則）

第１３条　この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

　　　附　則

　この要綱は、平成７年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、平成８年４月１日から施行する。

　　　附　則

１　この要綱は、平成１８年４月１０日から施行する。

２　千葉市公募型指名競争入札実施要綱（平成７年４月１日施行）は廃止する。

　　　附　則

　この要綱は、平成１８年１０月１６日から施行する。

　　　附　則

１　この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

２　千葉市希望型指名競争入札実施要綱（平成１３年７月１日施行）は廃止する。

　　　附　則

１　この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

２　千葉市業務委託希望型指名競争入札実施要綱（平成１６年４月１日施行）は廃止する。

　　　附　則

　この要綱は、平成２３年４月１４日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。